従業員 各位

令和6年度 処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ加算について

- 1 対象事業所 全事業所
- 2 対象職員

処遇改善加算→正社員 特定処遇改善加算 → 正社員 ベースアップ加算 → 正社員

- 3 改善期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日
- 4加算区分

処遇改善加算→加算I 特定処遇改善加算→ 加算II

- 5 特定処遇改善加算の分配方法
 - ・原則的には全ての職員に均等配布。
 - ・加算額が増減した場合は差額を調整する。
- 6キャリアパス要件
- ①キャリアパス要件1
 - イ)職位・職責又は職務内容等に応じた任用の要件は「教育スケジュール」に定める。
 - ロ)職位・職責又は職務内容等に応じた賃金体系は「教育スケジュール」に定める。
 - ハ) 「教育スケジュール」を公表することで周知する。
- ② キャリアパス要件II
 - イ) 行政から通知がある研修に参加して資質向上の機会を作る。
 - 口)「教育スケジュール」に沿って資質向上の機会を作る。
 - ハ) 「教育スケジュール」を公表することで周知する。
- ③キャリアパス要件Ⅲ
 - イ) 「教育スケジュール」に沿って昇給していく。
 - 口)「教育スケジュール」を公表することで周知する。

7職場環境等要件

- ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、 その実現のための施策・仕組みなどの 明確化
- ②業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ③ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による 個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善